

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	衛生業務課	整理番号	4-7-21
処分の種類	業務従事者の業務停止命令				
根拠法令等・条項	クリーニング業法 第9条				
処分の概要	<p>・都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p> <p>* クリーニング所における衛生管理要領 第2 施設及び設備等 5 従業者の管理 (1) 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が伝染するおそれのある疾患(結核、伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等の皮膚疾患)に感染したときは、営業者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。</p>				
処分基準	<p>・営業者は「クリーニング所開設又は無店舗取次店営業開始届出事項変更届」に健康診断書(結核、皮膚疾患等)を添付して届け出る。</p> <p>・その場合、疾病が治癒するまでの期間を業務停止期間と考え、業務従事者の業務停止命令をかける。</p>				
基準の制定根拠	<p>クリーニング業法 第9条 クリーニング所における衛生管理要領 第2 5 (1)</p>				